

【13 程文】手負い人治療引請け状（天保5年）

差出申引取一札之事

一当二日夜、伊三郎義、其御村地内ニ而、相手何方之  
ものニ御座候哉、手負ニ相成候處、疵口相改候得者、  
療治等差加ヘ申候ハヽ、快氣茂可レ有レ之与存候ニ付、  
御村役人衆中江此段御願申、同人身分之儀者  
親類方へ引請、成丈療治仕度候、尤御村方ニ而  
者御檢使願上度旨被ニ仰聞一候得共、再応  
御願申上、引請ニ相成候上者、已來何様之  
御尋御座候共、親類・引請之もの共一同罷出、  
申訳ケ仕、其御村方江御苦難相掛け申間敷候、  
為ニ後日一親類一同引請一札差出申処、仍而如レ件

佐位郡島村

伊三郎親類

松之助印

天保五年

七月三日

同

次郎八印

境村

御役人衆中

### 【13 読み下し文】

差し出し申す引き取り一札（いっさつ）の事

一当二日夜、伊三郎義、其（そ）の御村地内にて、相手何方（いづかた）のものに御座候哉、手負いに相成り候処、疵口（きずぐち）相改め候えば、

療治（りょうち）等差し加え申し候はば、快氣もこれ有るべくと存じ候に付、  
御村役人衆中へ此（こ）の段御願い申し、同人身分の儀は  
親類方へ引き請け、成丈（なるたけ）療治仕（つかまつ）り度候、尤（もつ）と（も御村方にて）

は御檢使願い上げ度旨仰せ聞かされ候えども、再応（さいおう）

御願い申し上げ、引き請けに相成り候上は、已來（いらい）何様（いかよう）の

御尋ね御座候とも、親類・引き請けのもの共一同罷（まか）り出、  
申し訳け仕り、其の御村方へ御苦難（くなん）相掛け申す間敷（まじく）候、  
後日の為（ため）親類一同引き請け一札差し出し申す処、仍（よつ）て件（くだん）の如し

佐位郡島村

伊三郎親類

松之助印

同

次郎八印

（一八三四）

天保五年

七月三日

境村

御役人衆中